



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *17 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 (行政改革課) 1
 - *18 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 2
 - *19 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (総合防災課) 3
 - *20 和歌山県消防学校規則の一部を改正する規則 (消防保安課) 5
 - *21 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課) 6
 - *22 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年・男女共同参画課) 6
 - *23 興行場法施行条例施行細則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課) 6
 - *24 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子ども未来課) 7
 - *25 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (会計課) 11
 - *26 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (") 11
- 人事委員会規則
- *3 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 12
- 教育委員会規則
- *5 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則 12
 - *6 和歌山県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則 13
 - *7 和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 13
 - *8 教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 14
 - *9 和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 14
 - *10 和歌山県教育委員会の所管に関する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則 14
 - *11 和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則 14
 - *12 和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則 15
 - *13 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則 15
 - *14 和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則 16
 - *15 和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則 16

規 則

和歌山県規則第17号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則 (平成25年和歌山県規則第47号) の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県次世代育成支援対策地域協議会の項を削り、同表和歌山県医療対策協議会の項中「第30条の12第1項」を「第30条の17第1項」に改め、同表和歌山県農業農村振興委員会の項中「16人」を「12人」に改め、同表和歌山県ふるさと認証食品検討委員会の項中「10人」を「8人」に改め、同表和歌山県水産振興対策審議会の項中「和歌山県水産振興対策審議会」を「和歌山県水産業振興対策審議会」に改める。

別表第2和歌山県水産業対策審議会の部中「和歌山県水産業対策審議会」を「和歌山県水産業振興対策審議会」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県規則第18号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則（昭和39年和歌山県規則第99号）の一部を次のように改正する。

別表第1の21の項中

看護帽	2	12	看護帽及び看護衣を最初に支給する場合には、基準数量欄中「2」を「4」と読み替えるものとする。	を
看護衣	2	12		
白靴下	27	12		
白靴	2	12		
カーディガン	1	36		

看護衣	2	12	看護衣を最初に支給する場合には、基準数量欄中「2」を「4」と読み替えるものとする。	に、
白靴下	27	12		
白靴	2	12		
カーディガン	1	36		

白長ズボン	1	12		を
ズック靴	1	12		

白長ズボン	1	12	白長ズボンを最初に支給する場合には、白長ズボンに限り基準数量欄中「1」を「3」と読み替えるものとする。	に改め、
ズック靴	1	12		

同表53の項を同表54の項とし、同表27の項から52の項までを1項ずつ繰り下げ、同表26の項の次に次のように加える。

27	経営支援課	農業改良普及事業に従事する職員	作業服	2	24	
			ゴム長靴	1	24	

別表第2の4の項中「消防保安課」を「危機管理・消防課」に改め、

同表14の項中

「作業服」を「作業服
防寒服」に改め、

同表50の項を同表51の項とし、同表46の項から49の項までを1項ずつ繰り下げ、同表45の項中「港湾整備課漁港整備室」を「港湾漁港整備課」に改め、同項を同表46の項とし、同表23の項から同表44の項までを1項ずつ繰り下げ、同表22の項の次に次のように加える。

23	経営支援課	農業改良普及事業に従事する職員	防寒服 ヘルメット 雨合羽
----	-------	-----------------	---------------------

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県規則第19号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則（昭和38年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1総合統制室の部中

「総合防災課員
危機管理課員
消防保安課員」を「危機管理・消
防課員
防災企画課員
災害対策課員」に改める。

別表第2知事室部の部を次のように改める。

知事室部	(部長) 知事室長 (副部長) 国体推進 監 国体推進 局長	(幹事班) 広報班	(班長) 広報課長 (副班長) 広報課副課長	広報課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 各種媒体を活用した災害 広報に関する こと。 4 報道局等の被災状況に 関する こと。 5 災害及び復興の記録誌に 関する こと。 6 その他必要な こと。
		秘書班	(班長) 秘書課長 (副班長) 政策審議課長 総務企画課長 施設調整課長 競技式典課長 競技力向上推 進課長 障害者スポー ツ大会課長 行幸啓室長 県外競技運 営室長	秘書課員 政策審議課員 総務企画課員 施設調整課員 競技式典課員 競技力向上推 進課員 障害者スポー ツ大会課員 行幸啓室員 県外競技運 営室員。	1 各班共通業務に関する こと。 2 本部長及び副本部長の 秘書に 関する こと。 3 各種陳情の応接及び被災 地の 視察に 関する こと。 4 その他必要な こと。

別表第2企画部の部中

「政策統括参事」を「政策統括参事
国際担当参事」に改め、

同表福祉保健部の部(幹事班)福祉保健総務班の項中

「健康推進課員
子ども未来課
員
長寿社会課員
障害福祉課員
高齢者生活支
援室員」を「子ども未来課
員
長寿社会課員
高齢者生活支
援室員
障害福祉課員
健康推進課員
国民健康保険
室員」に改め、

同部健康推進班の項中

「健康推進課副
課長」を「健康推進課副
課長
国民健康保険
室長」に、「健康推進課員」を「健康推進課員
国民健康保険
室員」に改め、

同表商工観光労働部の部(幹事班)商工観光労働総務班の項事務分掌の欄中「小規模企業者等設備導入資金助成法」を「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第57号)附則第3条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる小規模企業者等設備導入資金助成法」に改め、同表県土整備部の部港湾空港班の項中「港湾整備課長」を「港湾漁港整備課長」に、「漁港整備室長」を「津波堤防整備室長」に、「港湾整備課員」を「港湾漁港整備課員」に、「漁港整備室員」を「津波堤防整備室員」に改め、

同表教育部の部(幹事班)教育総務班の項中

「給与課長
福利課長」を「給与福利課長」に、「給与課員
福利課員」を「給与福利課員」に改め、

同部学校教育班の項中「学校指導課長」を「県立学校教育課長」に、

「学校指導課特
別支援教育室
長」を「義務教育課長
県立学校教育
課特別支援教
育室長」に、「学校指導課員
学校指導課特
別支援教育室
員」を「県立学校教育
課員
義務教育課員
県立学校教育
課特別支援教
育室員」に改め、

同部生涯学習班の項中

「生涯学習課副
課長」を「生涯学習課副
課長
生涯学習課人
権教育推進室
長」に、「生涯学習課員」を「生涯学習課員
生涯学習課人
権教育推進室
員」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県規則第20号

和歌山県消防学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県消防学校規則の一部を改正する規則

和歌山県消防学校規則（昭和52年和歌山県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1専科教育の部消防団員の項及び同表幹部教育の部消防団員の項中「4日以内」を「2日以内」に改める。

別表第2の6を次のように改める。

6 消防団員に対する幹部教育の教科目及び時間数の基準

(1) 初級幹部科

教科目	時間数
講話 訓練礼式 現場指揮 防災 防災指導要領 安全管理 行事その他	12時間

(2) 指揮幹部科

ア 現場指揮課程

教科目	時間数
講話・現場指揮・安全管理 火災防ぎょ訓練 水災活動訓練 救助・救命訓練 避難誘導訓練 災害情報収集・伝達訓練 地域防災指導訓練 行事その他	14時間

イ 分団指揮課程

教科目	時間数
講話・組織制度・安全管理 防災 災害対応図上訓練 事例研究 行事その他	10時間

別記第1号様式中「うえ」を「上」に改める。

別記第2号様式中「除く」を「除く。」に改める。

別記第3号様式中「うえ」を「上、」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の別表第2の6の規定に基づく幹部教育を修了した者については、この規則による改正後の同表の6の規定に基づく分団指揮課程を修了したものとみなす。

3 この規則による改正前の和歌山県消防学校規則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第21号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則（平成20年和歌山県規則第73号）の一部を次のように改正する。

別表第1六価クロムの項中「方法」の次に「（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7a）又はb）に定める操作を行うものとする。）」を加え、同表1,1-ジクロロエチレンの項中「0.02ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改め、同表ふっ素の項中「の34.1」の次に「若しくは34.4に定める方法」を加える。

別表第2カドミウムの項中「0.01ミリグラム」を「0.003ミリグラム」に、「55」を「55.2、55.3又は55.4」に改め、同表全シアンの項中「又は」を「、」に改め、「38.3」の次に「に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5」を加え、同表六価クロムの項中「方法」の次に「（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7a）又はb）に定める操作を行うものとする。）」を加え、同表1,1-ジクロロエチレンの項中「0.02ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改め、同表トリクロロエチレンの項中「0.03ミリグラム」を「0.01ミリグラム」に改め、同表ふっ素の項中「の34.1」の次に「若しくは34.4に定める方法」を加える。

別表第3第17項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

別記第12号様式中「搬入量」を「搬出量」に、「又は主たる事務所」を「の氏名並びに主たる事務所」に、「又は」を「の氏名並びに」に改める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第22号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則（昭和54年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第5号中「学校教育局学校指導課」を「学校教育局県立学校教育課、義務教育課」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県規則第23号

興行場法施行条例施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

興行場法施行条例施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行条例施行細則（昭和59年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第2条第2項」を「第2条の2第2項」に改める。

第4条第1項中「前条」を「第3条」に改め、同条第4項中「失そう」を「失踪」に改める。

第7条中「いす席」を「椅子席」に改める。

第9条第2号及び第4号中「すべて」を「全て」に改める。

第10条第2項中「第129条の2の2」を「第129条の2の6」に改める。

別記第1号様式から別記第7号様式までの規定中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第24号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和62年和歌山県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「施行令」という。」を削る。

第19条第3項中「前項の書類」を「第1項の書類」に改める。

第31条の9の見出し中「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に改め、同条中「第34条の15第1項」を「第34条の18第1項」に、「家庭的保育事業開始届」を「病児保育事業開始届」に改める。

第31条の10の見出し中「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に改め、同条中「第34条の15第2項」を「第34条の18第2項」に、「家庭的保育事業変更届」を「病児保育事業変更届」に改める。

第31条の11の見出し中「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に改め、同条中「第34条の15第3項」を「第34条の18第3項」に、「家庭的保育事業廃止（休止）届」を「病児保育事業廃止（休止）届」に改める。

第34条第1項中「第35条第6項」を「第35条第11項」に、同条第2項中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改める。

別記第22号様式の9から別記第22号様式の11までを次のように改める。

別記第22号様式の9 (第31条の9関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

病児保育事業開始届

次のとおり病児保育事業を開始しますので、届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴
- 5 事業を行おうとする区域 (市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)
- 6 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
- 7 事業開始の予定年月日

備考 収支予算書、事業計画書、条例、定款その他の基本約款、建物その他設備の規模及び構造を明らかにした書類並びにその図面を添付してください。

別記第22号様式の10 (第31条の10関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

病児保育事業変更届

次の事項について変更しましたので、届け出ます。

事業の種類		
変更した事項	変更前	
	変更後	
変更した年月日		年 月 日
参考事項		

別記第22号様式の11 (第31条の11関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

病児保育事業廃止(休止)届

次のとおり病児保育事業を廃止(休止)しますので、届け出ます。

事業の種類	
廃止(休止)しようとする年月日(休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間)	年 月 日 (から 年 月 日まで)
廃止(休止)の理由	
現に保育を受けている乳幼児に対する措置	
参考事項	

別記第23号様式及び別記第24号様式中「運営の方法」の次に「(保育所にあつては、事業の運営についての重要事項に関する規程)」を加える。

別記第27号様式中「廃止(休止)した」を「廃止(休止)したい」に、「第35条第6項」を「第35条第1項」に、「予定機関」を「予定期間」に改める。

別記第28号様式中「第35条第7項」を「第35条第12項」に、「予定機関」を「予定期間」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県規則第25号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則(昭和39年和歌山県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出し及び同条第1項中「給与課」を「給与福利課」に改め、同条第2項中「給与課副課長」を「給与福利課副課長」に改め、「職員」の次に「(給与及び旅費について課長を補佐する職員に限る。)」を加える。

第7条中「給与課」を「給与福利課」に改める。

第9条第2項第4号中「(次号において「物品集中調達」という。)」を削り、同項第5号を削る。

第9条の2の見出し及び同条中「給与課」を「給与福利課」に改める。

第11条第3項及び別表第1の給与課分室の項中「給与課分室」を「給与福利課分室」に改める。

別表第4の1の項中「和歌山産業技術専門学院」を「和歌山産業技術専門学院 農業大学校」に、「青陵高等学校 陵雲高等学校 きのくに青雲高等学校」を「きのくに青雲高等学校」に改め、同表の3の項中「笠田高等学校」を「笠田高等学校 伊都中央高等学校」に改め、同表の6の項中「給与課紀南分室」を「給与福利課紀南分室」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県規則第26号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第59条第1項第7号中「不動産の登記簿」の次に「、民事事件記録等及び家事事件記録等」を加え、同項中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(22) 日本放送協会に対して支払う受信料

第59条第2項第13号中「不動産の登記簿」の次に「、民事事件記録等及び家事事件記録等」を加える。

第62条第2号中「鉄道事業」の次に「又は有料道路の整備事業」を加える。

別表第1の2の項中「給与課分室」を「給与福利課分室」に改める。

別表第2の13の部中「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号)第5条第1項に規定する死亡時画像診断に係る検査料」を「医療機関における検査に要する経費」に改め、同表の19の部中「法律、政令、省令、条例又は規則に基づき支出するもの及び」を削る。

別表第3の資金前渡の部中「規定する経費」の次に「及び日本放送協会に対して支払う受信料」を加え

る。

別表第4備考3中「公共料金」の次に「又は日本放送協会に対して支払う受信料」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第2号に該当する団体の項中「財団法人地域創造」を「一般財団法人地域創造」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同表備考を削る。

別表第2条例第10条第1号に該当する特定法人の項中

「南紀白浜空港ビル株式会社
株式会社和歌山リサーチラボ」を「南紀白浜空港ビル株式会社」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1条例第2条第1項第2号に該当する団体の項の改正規定（「財団法人地域創造」を「一般財団法人地域創造」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第5号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、教育長の給与等に関する条例（昭和32年和歌山県条例第6号）第4条第3号の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項について定めるものとする。

（職務に専念する義務の特例）

第2条 教育長の給与等に関する条例第4条第3号の教育委員会規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 教育長が、法令又は条例に基づき設置された共済制度による団体の役職員として当該団体の業務に従事し、又は参加する場合
- (2) 教育長の職務上の教養に資する研修会、講習会、講演会その他これらに類するものであって、任命権者若しくはその委任を受けた機関又は国、他の地方公共団体、学校その他の団体が行うものに参加する場合
- (3) 教育長が、国又は他の地方公共団体その他の団体の役職員として職に就き、その職務に従事する場合

- (4) 教育長が、県、国、他の地方公共団体その他の団体の審議会、委員会等の役職員として職に就き、その職務に従事する場合
- (5) 妊娠中の教育長が母体又は胎児の健康保持のため休息し、又は補食する場合
- (6) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第2条第3項に規定する採血事業者の実施する献血に協力する場合（採血に要する時間に限る。）
- (7) 前各号に掲げる場合を除くほか、教育委員会の承認を得た場合

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第6号

和歌山県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会公告式規則（昭和26年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第2条第1項中「教育委員会委員長名」を「教育長名」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「基き」を「基づき」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第7号

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、社会教育主事及び社会教育主事補」を「及び社会教育主事」に改め、同条第9号を削り、同条第8号を同条第9号とし、同条第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 教育企画監

第2条第17号を削り、同条第18号を同条第17号とし、同条第19号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中「社会教育主事補、司書、司書補、学芸員及び学芸員補」を「司書及び学芸員」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を削り、同条第7号を同条第5号とし、同条第8号から第20号までを2号ずつ繰り上げる。

第4条の見出し中「事務職員」の次に「及び」を加え、同条中「別表第一」を「別表第1」に改める。

第6条第1項中「技師補及び」を削り、同条第2項中「職員」を「現業員」に改める。

付則第5項を削る。

別表第1中「、統計主事」、「運転業務員、」及び「、ボイラー技師」を削る。

別表第2技師補の項を削り、同表現業員の項中「、運転業務員」及び「、ボイラー技士」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第8号

教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則
教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表きのくに教育賞選考委員会の項中「学校指導課」を「義務教育課」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第9号

和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則
和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「教育総務局長」を「教育企画監」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第10号

和歌山県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則
和歌山県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則（平成21年和歌山県教育委員会規則第13号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第11号

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則
和歌山県教育委員会教職員倫理規則（平成20年和歌山県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育長及び」を削る。

第9条第3項中「(以下「教育長等」という。)」を削る。

第10条第2項第2号中「職員を」を「教職員を」に改める。

第13条の見出し中「及び報告」を削り、同条中「教育長等」を「教育長」に、「とき、」を「とき」に改め、「することとし、管理職員にあっては、教育長に提出」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(贈与等の報告)

第13条の2 教職員は、事業者等から、贈与等を受けたとき又は事業者等と教職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として、利害関係者に該当する事業者等から講演等の報酬の支払を受けたとき若しくは利害関係者に該当しない事業者等から教職員の現在若しくは過去の職務に関する事項に関する講演等の報酬の支払を受けたとき(当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。)は、四半期ごとに、贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、教育長に提出しなければならない。

第17条第1項中「教育長及び」を削り、同条第2項中「教育委員会委員長及び」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「たる教育長」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第13条の2の規定は、この規則の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

和歌山県教育委員会規則第12号

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立中学校規則(平成16年和歌山県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第28条第3項中「の推薦により、教育委員会」を削り、同条に次の1項を加える。

4 校長は、前項の規定による委嘱をしたときは、文書により速やかに教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第13号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第18条の3第3項中「の推薦により、教育委員会」を削り、同条に次の1項を加える。

4 校長は、前項の規定による委嘱をしたときは、文書により速やかに教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第14号

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立特別支援学校規則（昭和42年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
第22条の3第3項中「の推薦により、教育委員会」を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 校長は、前項の規定による委嘱をしたときは、文書により速やかに教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第15号

和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立図書館管理規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「午後5時」を「午後7時（休日にあつては、午後5時）」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。